

Issue

- 189 条は善意占有者、190 条は悪意占有者の果実返還義務を規定している。この規定と 703 条、704 条の規定の関係をいかに理解すべきか。

規範

189 条、190 条は、権原によらずに物を占有していた者の果実返還義務について定めた規定であるから、他人の所有権を侵害していた場合、つまり侵害利得の場合に適用される特則と考えるべきである。したがって、侵害利得については 189 条、190 条が適用され、「善意」、すなわち果実の収取権があると信じていた占有者は 189 条に基づき果実の返還義務を負わない一方、果実の収取権があると信じていなかった占有者は 190 条に基づき果実の返還義務を負う¹。

他方、121 条の 2 第 1 項の原状回復義務が問題になるときは、契約の解除に伴う原状回復義務と類似しているから、189 条、190 条ではなく、545 条 2 項、3 項が類推適用されると解すべきである²。

Point

- 使用利益の返還については、いわゆる給付利得と侵害利得の違いが結論に影響する。受験的には、545 条が想定する局面、つまり契約関係の巻き戻しに近いかどうかを考えるとよい。
- 侵害利得の場合で善意占有者であったときは、民法 189 条に言及しなければならない（「令和 3 年司法試験採点実感」）。

過去問（司法）：R3

過去問（予備）：

¹ 潮見『債権各論 II』347 頁。『リークエ V』40 頁。

² 潮見『債権各論 II』358-359 頁。『リークエ V』49 頁。